

平成 29 年 1 月 吉日

関係各位
＜ご連絡＞

インテリアフロア工業会
会長 永嶋元博

日本工業規格(JIS)認証「**置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル**」
における**難燃性表示(防災ラベル)**が公布・施行となりました。

この度、「消防法施行規則第 4 条の 4 第 8 項の指定表示を指定する件（平成 28 年消防庁告示第 20 号）」に、JISA5705 に準拠した「置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル」の指定表示が記載され、平成 28 年 12 月 22 日付で公布、平成 29 年 1 月 1 日付施行となりました。

これを受け、平成 29 年 1 月 1 日以降、JISA5705 に準拠した「置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル」は、各都道府県にある防災ラベルの発行を行う事業組合等において、防災ラベル発行申請書の防災性能試験番号又は製品番号記入欄に JISA5705 と記載して頂ければ「防災ラベル」が発行されることとなります。

「置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル」に JIS マークを記載する認証事業所（製造メーカー）におかれましては、日本防災協会による防災番号の登録は不要となります。

また、施工者様におかれましては、「置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル」の JIS マーク品において【難燃】の表示が記載されたものに付きましては、防災試験番号での申請から、JISA5705 での記入申請へと変わってまいりますので、ご周知の程宜しくお願い申し上げます。

尚、JIS マークのない「置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイル」や JIS 適合品といった物品は、従来通り、防災ラベルの申請には防災試験番号の記載が必要となりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

JIS 規格の原案作成団体でありますインテリアフロア工業会では、関係省庁等と連携を図り、良質な製品・サービスが提供されるための規格を維持する活動を通じて、社会への貢献を果たしてまいります。今後とも業界各方面の皆様方におかれましては、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

尚、本文の提出先としましては、JIS 登録認証機関様 日本室内装飾事業協同組合連合会様
日本建設インテリア事業協同組合連合会様 JIS 認証事業所様 の各位です。